

事業所名 福島市こども発達支援センター

居宅訪問型支援プログラム

作成日

6 年

4 月

1 日

法人（事業所）理念		障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供をします。						
支援方針		障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。						
営業時間		8 時	30 分から	17 時	00 分まで	送迎実施の有無	あり	なし
		支 援 内 容						
本人支援	健康・生活	・ 基本的な生活スキルの獲得に向けて専門職が、子どもの特性に応じた個別対応について支援します。						
	運動・感覚	・ 子どもの身体能力、感覚の特性等を把握し、子どもの特性に応じた個別対応等について支援します。						
	認知・行動	・ 子どもの認知の偏りを把握し情報を適切に処理できるような環境調整や支援者の関わり方の指導や調整を行います。また、保護者に対しても認知の偏り等の個々の特性に関する情報を伝えこだわりや偏食等に対する家庭での具体的な支援を提案します。 ・ 感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害を予測し、予防策を講じ適切行動の獲得に向けた適切な支援を行います。						
	言語 コミュニケーション	・ 人との相互作用によるコミュニケーション能力（言語やサインを含む）の獲得を支援します。						
	人間関係 社会性	・ 子どもの発達段階や特性に応じた環境調整並びに関わり方の提案を行い、子ども自身へも適切な行動を指導し、家族と共有します。 ・ 子どもの発達段階や特性に応じた環境調整並びに関わりにより、人との安定した関係を形成する支援をします。 ・ 一人遊びの状態から並行遊び、大人が介入して行う連合的な遊び、協同遊びといった遊びの育ちを促し社会性の発達を支援します。 ・ 自己の理解とコントロールのための支援：子どもの発達段階に応じた支援者の関わり方を提案し、大人を介在して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるようになるための支援をします。						
家族支援		個々のご家庭の状況に対応できるように、常に情報共有を行い、困りごとについての相談や支援を行います。				移行支援	園や学校、他事業所など関係機関との情報共有や連携調整および就学先等についての相談援助や準備支援をします。	
地域支援・地域連携		(a) 児童発達支援事業所との連携 (b) 保育所等の子育て支援機関との連携 (c) 医療機関、行政機関等の専門機関との連携 (d) 教育機関の関係者等との連携 (e) 地域支援の体制の構築のための会議への出席 (f) 個別のケース検討のための会議への出席 (g) （自立支援）協議会等への参加 (h) 児童発達支援センター等に対する理解促進のための地域への広報 (i) 連携・ネットワークの中核機関としての役割の発揮 (j) 保育所等の支援者支援の実施				職員の質の向上	・ 職種に合った内部研修・外部研修の受講	
主な行事等		・ 特に実施していません						